

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	市税の滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は市税の滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県養父市長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>市税の滞納整理に関する事務とは、地方税法等の法律に従い、市税の徴収を行うために納付対象者及びその関連者に対して、以下に記載された管理を行う事務を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>滞納者の把握事務 納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ、世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。</li> <li>督促催告事務 納期限までに完納しない納税者及びその関連者に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。</li> <li>納付交渉 納税者及びその関連者に対して文書、電話等により納付の交渉を行う。また、納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。</li> <li>実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。</li> <li>滞納処分事務 督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。</li> <li>滞納処分停止事務 実態調査、及び財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止又は即時消滅を行う。</li> <li>猶予事務 滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。</li> <li>不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、あるいは時効による不納欠損処理を行い、市長決裁を行う。</li> </ol>
③システムの名称	滞納管理システム、宛名システム、収納システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号</li> <li>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項</li> </ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	経営企画部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 税務課 079-662-3164
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		現在は特定個人情報を取り扱う業務は存在しないが、研修(情報セキュリティ、個人情報・特定個人情報の安全管理についての研修等)を受講するための措置を講じており、従事者に対する教育・啓発は十分に行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 7. 請求先	総務課	総務財政課	事後	組織改編による修正
平成31年4月1日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 藤原 康夫	税務課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月30日	II 1. 対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数	平成27年10月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年6月30日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和3年6月30日	I 5. ①部署	企画総務部税務課	経営企画部税務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	I 7. 請求先	企画総務部総務財政課	経営企画部経営総務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	I 8. 連絡先	企画総務部税務課	経営企画部税務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	II 1. 対象人数	平成31年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	II 2. 取扱者数	平成31年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年12月2日	I 1. ③システムの名称	平成31年6月1日 時点	令和7年12月2日 時点	事後	記載誤りによる修正
令和7年12月25日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	根拠規定見直しによる修正
令和7年12月25日	I 4. ②部署	項目なし	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	事後	根拠規定見直しによる修正
令和7年12月25日	II 1. 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年12月25日	II 2. 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年12月25日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正